

事 務 連 絡
平成 8 年 8 月 21 日

関係団体 御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局看護課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局歯科保健課

令和 8 年熊本地震の発生に伴う医療関係職種等の国家試験の受験資格
並びに学校、養成所及び養成施設の運営等に係る取扱いについて（周知）

標記について、別添のとおり都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、都道府県私立高等学校担当部局、都道府県私立特別支援学校担当部局、国公立大学、都道府県衛生・医務主管部局、都道府県介護福祉士・社会福祉士養成施設主管部局、都道府県精神保健福祉士養成施設主管部局、地方厚生（支）局健康福祉部宛て通知したので、その内容について御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知をお願いする。